

平成25年11月定例会

# 総務委員会説明資料

経営戦略部

監察局

出納局

# 目 次

## I 提出予定案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1
(2)	当せん金付証票の発売について	4
(3)	専決処分の報告について	5

## I 提出予定案件

### 1 その他の議案等

#### (1) 条例案

##### ア 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

###### (ア) 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を条例で定める等の必要がある。

###### (イ) 改正の概要

- a 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を条例で定めることとする。
- b 高齢者部分休業の期間の始期について、aにより定められた年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日とすることとする。

###### (ウ) 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### イ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (職員厚生課)

###### (ア) 改正の理由

国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員について早期退職者の募集及び認定の制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われたこと等に鑑み、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずる等の必要がある。

(イ) 改正の概要

a 早期退職者の募集及び認定の制度の導入

(a) 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができることとし、その募集を行うに当たっては、募集実施要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととする。

i 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、人事委員会規則で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

ii 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

(b) 職員（地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者等を除く。）は、募集の期間中いつでも応募し、(d)に掲げる退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができることとし、応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならないこととする。

(c) 任命権者は、応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとし、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨等を応募者に書面により通知するものとする。

(d) 認定を受けた応募者が募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき等に該当するときは、認定は、その効力を失うこととする。

(e) 任命権者は、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならないこととした。

b 退職手当の基本額の算定に係る退職理由について、aに伴う所要の整理を行うこととする。

- c 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差1年当たりの給料月額割増率を100分の3（定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）とするとともに、この適用対象を勤続20年以上の退職者とし、aに掲げる早期退職者の募集に応じ認定を受けて退職した者をこれに含めることとする。
- d 勤続期間が11年以上で定年に達した日以後定年退職日前にその者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額を見直すこととする。
- e 一般地方独立行政法人等へ役員として派遣された職員の在職期間の計算等について所要の整備を行うこととする。
- f その他所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、dについては、平成27年4月1日から施行する。

ウ 徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例（管財課）

(ア) 改正の理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことに鑑み、行政財産の使用料に係る延滞金の割合に特例を設ける等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 行政財産の使用料に係る延滞金の割合に特例を設けることとする。
- b 行政財産の使用料に係る延滞金の額が千円未満の場合は、これを徴収しないこととする。
- c a及びbに伴う所要の経過措置について定めることとする。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(2) 当せん金付証券の発売について (財政課)

ア 提案理由

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法第4条の規定により、その限度額(10,000,000千円)について議決を経る必要がある。

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名	
								事故概要
管財課	板野郡板野町在住 1名	2,115,889円	平成25年 3月11日	板野郡板野町 地内	平成25年11月 7日	人身・物損	農林水産総合技 術支援センター	
								県道交差点に進入した県有車両が、左方から直進してきた原動機付自転車と接触し転倒させた。
	板野郡松茂町在住 1名	110,000円	平成25年 8月14日	板野郡松茂町 地内	平成25年11月 7日	物損	保健製薬環境セ ンター	
用務先の駐車場から発進した県有車両が、駐車場に隣接するブロック塀に接触した。								
吉野川市在住 1名	16,644円	平成25年 9月 9日	吉野川市地内	平成25年11月 7日	物損	西部総合県民局 県土整備部 美馬庁舎		
							国道に県道が合流する丁字交差点において、県道から右折で国道に進入した相手方車両が、国道を走行していた県有車両と衝突した。	
計		2,242,533円						